

都政に関する要望

2020.8

東京税理士政治連盟

税制に関する要望項目

I. 償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと

事業者にとっては、償却資産に係る固定資産税(以下、「償却資産税」という)の申告期限と所得税又は法人税の申告期限の違いにより過度な事務負担が生じている。

小規模な事業者に過度な事務負担を課すことなく、申告期限までに申告できるようにするためには、申告期限を所得税及び法人税の規定に合わせる必要がある。

また、償却資産の区分については、課税の不公平が生じないように、原則として全国一律の取扱いとなるように見直すべきである。

II. 外形標準課税を中小企業に導入しないこと

外形標準課税の課税標準の1つである付加価値割の大半は給与である。中小企業は大企業と比較すると労働分配率が高いことから、中小企業に対し外形標準課税が導入された場合には、中小企業の雇用に影響することになる。また、大都市の税収が一層増加することから、地域間税収格差がより拡大するおそれもある。さらに、欠損法人割合の高い中小企業にとって担税力の観点からも問題がある。

III. 住民税と所得税において、異なる課税方式を選択する場合、所得税の確定申告書にその旨を付記できるようにする等申告手続きの簡素化を図ること

所得税で総合課税を選択し、住民税では申告不要を選択するという場合、当該市区町村に別途提出する申告様式がそれぞれ異なるなどの理由から、事務負担が大きい等の実務上の問題が発生している。

このため、事務手続きの簡素化の観点からも、住民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合に、所得税の確定申告書上で住民税の課税方式を選択できる仕組みを設けるべきである。

IV. 個人事業税について事業主控除額を引き上げること。また、課税対象事業の範囲を見直すこと

個人事業税の事業主控除額は、給与所得者の平均給与額(平成30年分平均給与額は440万円)と乖離しないよう控除額を同程度まで引き上げるべきである。また、個人の行う事業については原則として事業税を課税とし、法定業種のみ事業に対して課税する現行制度を見直すべきである。

V. 固定資産税について30万円未満の減価償却資産を課税対象から除外すること

償却資産に係る固定資産税は、30万円未満の少額減価償却資産が所得税及び法人税において必要経費又は損金の額に算入される場合、固定資産税の申告のために異なる減価償却資産管理を行うことになるから、その煩雑さを考慮し課税対象から除外すべきである。

都政全般に関する要望

1. 租税教育の普及・推進

国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、国民のための租税教育を積極的に推進していただきたい。具体的には、都内の小、中、高校において租税教室を実施する場合、租税教育講師養成研修を終了し租税教育講師名簿に登録された東京税理士会の推薦する会員を登用していただきたい。

2. 税理士の積極的な活用

東京都が主催、共催で実施している施策、各種委員会等の選任等について、東京税理士会の会員を活用していただきたい。

①税務に関する相談会等 ②東京都の各種委員会・審議会、その他各種のプロジェクト・チーム等の委員。とくに「行政不服審査法」において、税に関する行政不服審査に対する第三者機関、審理員 ③地方自治法よる外部監査人 ④東京都が今後設立する地方独立行政法人の監事

3. 中小企業を支援するための施策

令和3年度においても関係予算の一層の拡充を図り、中小企業を支援するための施策を引き続き積極的に推進していただきたい。

具体的には、中小企業の経営改善を支援するための施策（制度融資、公共事業の発注方法の適正化、創業・転業支援、事業承継支援、経営情報サービスなど）並びにコロナ禍の深刻な状況の中で中小企業の経営及び雇用に関するセーフティネットの更なる整備・充実を図るための施策を積極的に推進していただきたい。

4. 複式簿記・発生主義会計による新公会計制度導入の普及・促進

東京都は日常の会計処理に複式簿記・発生主義会計を平成18年4月から導入しているが、都内各自治体においても同様の会計制度の導入を普及・促進し、予算編成においても、合理的で無駄のない財務会計システムの効率化を図られたい。

これらの実施により、より一層の「財政の健全化・透明化」を進めていただきたい。

要望書の作成にあたって

我々税理士は、企業や納税者と日々接し税制に対する意見や声を聞いています。

この声を実現するため、東京税理士会（会員数約23,000人）は、税理士法に定める建議権に基づき、税制改正に関する要望を会員より聴取し、意見書を作成しています。この意見書をもとに東京税理士政治連盟は、法改正に向けた活動を行ってまいります。

「令和3年(2021年)度税制及び税務行政の改正に関する意見書」（令和2年5月11日）の詳細は、

東京税理士会ホームページ（<http://www.tokyozeirishikai.or.jp/>）

に掲載しております。

《建議等》税理士法第49条の11

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。